

平成二十三年会計検査院規則第七号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に關し必要な事項を定める規則

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）の施行に伴い、及び会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に關し必要な事項を定める規則を次のように定める。

（会計検査院法の規定の適用）

第一条 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定による会計検査院法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第三十二條（予算執行職員等）平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に關する法律第十條第三項及び同法第十一條第二項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号。以下「規則」という。）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算執行職員等の責任に関する法律第五條

第二十九條第三十二條（予算執行職員等）規則第一條第一項の規定により読み替えて適用する第三項及び同法第十一條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算執行職員等の責任に関する法律第五條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

同法第五條（同法第八條第三項及び同法第九條第二項におする法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三十二條

第三十五條 前渡資金
緊急措置法に規定する資金

第三十五條 前渡資金
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に關する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第四項の規定により交付を受けた資金

（会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の規定の適用）
第三条 緊急措置法第八條第五項の規定による会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條 緊急措置法第八條第五項の規定による会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條第一項 會計法（昭和二十二年法律第三十五號）第三十八條第一項に規に關する法律（平成二十三年法律第九十一號。以下「會計法」という。）第八條第五項の規定により読み替えて適用する會計法（昭和二十二年法律第三十五號）第三十八條第一項に規定する出納官吏をいふ

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

出納職員等
出納職員

項	第十一條第一項	本属長官、予責法第九條第一項に規定する公庫の長	本属長官	第三十條第二項	前項	規則第三條の規定により読み替えて適用する前項
項	第十一條第一項	出納職員等	出納職員	第三十條第三項	前項	規則第三條の規定により読み替えて適用する前項
項	第十二條第一項	法第三十二條第五項	規則第一條第一項の規定により読み替えて適用する法第三十二條第五項	附則		この規則は、緊急措置法の施行の日から施行する。 附則（平成二九年三月三〇日会計検査院規則第二号）抄
項	第十二條第一項	前條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する前條第一項	1		この規則は、平成二九年四月一日から施行する。 附則（令和元年二月二三日会計検査院規則第二号）抄
項	第十二條第二項	出納職員等	出納職員	1		この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。 附則（令和二年二月二五日会計検査院規則第八号）抄
項	第十二條第二項	出納職員等	出納職員	1		この規則は、公布の日から施行する。
項	第十二條第三項	出納職員等	出納職員			
項	第十六條第一項	予算執行職員	予算執行職員（緊急措置法第八條第五項の規定により読み替えて適用する予責法第二條第一項に規定する予算執行職員をいう。以下同じ。）			
項	第十七條第一項	（同法第八條第三項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、予算執行職員又はその上司（以下この節において「予算執行職員等」という。）	緊急措置法第十五條に規定する主務大臣及び予算執行職員			
項	第十七條第二項	送付し、予算執行職員等	送付し、予算執行職員			
項	第十七條第二項	前條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する前條第一項			
項	第十七條第三項	予算執行職員等	予算執行職員			
項	第十七條第三項	予算執行職員等	規則第三條の規定により読み替えて適用する第一項の規定			
項	第十七條第三項	予算執行職員等	規則第三條の規定により読み替えて適用する第十七條第三項			
項	第十七條第三項	予算執行職員等	規則第三條の規定により読み替えて適用する第十七條第三項			
項	第二十二條	第六條第一項（同條第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）	規則第三條の規定により読み替えて適用する第六條第一項			
項	第二十三條第一項	第六條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する第六條第一項			
項	第二十三條第一項	第六條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する第六條第一項			
項	第二十三條第一項	第六條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する第六條第一項			
項	第三十條第一項	第二十三條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項			